

第3章 太陽病の脈・証・治

表証	太陽病は、外感病の初期段階であり、この時期では正気が外邪に対して抵抗を始めたばかりであって、正邪の闘争はまだ体表部位に限られているので、これを「表証」という。
太陽経証 中風・傷寒 太陽腑証 蓄水・蓄血	太陽病は太陽経証と太陽腑証に大別することができる。証候の差によって、太陽経証は中風と傷寒の二種に分けられ、太陽腑証は蓄水と蓄血の二種に分けられる。
虚煩証 結胸証 心下痞証	経証と腑証の外に、邪熱が胸膈にうっ滞した虚煩証や、熱と痰あるいは水が結びついた結胸証がある。もし中焦で寒熱の調節が障害され、昇降の機能が失調すると、心下痞証が出現する。太陽病の治療法が適当でないと、つまり誤治をすると、やはり種々の変証が発生する。そのほか幾つかの太陽病に類似した証候があり
太陽病類証	太陽病類証として太陽病と比較鑑別される。太陽と少陰は表裏の関係にあるので、もし少陰の陽気が不足している場合に外邪を受けると、太陽と少陰が同時に病む「両感」証が形成される。
両感証	太陽病の治療： 太陽経証は表に属しているので、発汗法を行うべきである。風寒の邪気を受けて発病したのであるから、辛温解表の治療法が適当である。太陽腑証の蓄水には、通陽行水の治療法を用い、蓄血には破血逐瘀の治療法を用いる。もし、太陽と少陰の「両感」証であれば、温経と解表の治療法を併用しなくてはならない。その他の諸証では、それぞれ証に随って、温法、清法、補法、瀉法を適宜に用いる。

第1節 太陽病の弁証の綱要

太陽病の弁証の要点を掌握するには、まず太陽とは何であるか

太陽病とは何であるかを正確に理解しなくてはならない。

太陽とは、足太陽膀胱を指す。太陽膀胱は下焦に位置し、津液を内蔵している。腎陽が膀胱の津液を気化して、一種の霧状の気を形成して体表に運ぶが、これを「太陽の気」と呼んでいる。太陽の気は体表を運行して、皮膚を温め、汗腺の開閉を管理し、外邪を防ぎ、全身の保衛作用を行うので、「衛気」とも呼んでいる。

太陽の気つまり衛気は全身を運行しており、古人は昼夜各25周、一昼夜に50周するとしている。毎朝陰気が尽きる時に陽気は目から出発し、上行して頭部に行き、頸項部を循って太陽膀胱系を下行する。太陽の気は体表を運行して六経の最外層にあるので、外邪を防衛する機能があり、それで「太陽は表を主り、六経の首と為し、営衛を総統し、一身の外藩と為す」というのである。『靈樞』営衛生会篇に「太陽外を主る」とあるのも、その部位と機能を指していっているのである。

私達は肺が表を主るということを知っているが、ここにまた太陽も表を主るといわれている。これはどのような関係があるのだろうか。

肺が表を主るというのは、肺は宣発を主り、衛気を体表に散布して、温煦作用と衛外機能を行うことをいっている。そして太陽が表を主るとは、太陽の気が体表を運行することを指している。太陽の気とは、つまり衛気のことであり、これは腎陽が膀胱の津液を気化することによって産生され、脾胃が吸収した水穀精微の気を加え、上焦の肺から全身に散布され、膚を熏じ、身を充たし、毛を沢する——皮膚を温め、身体を充実させ、毛髪を潤沢にする〔『靈樞』決気篇〕のである。

『靈樞』本藏篇に「腎は三焦膀胱と合し、三焦膀胱は、腠理毫毛其の応なり」、「肺は大腸と合し、大腸は、皮其の応なり」とあるのは、臟腑相互の関連と、体内の臟腑と体外の皮毛との表裏の相互関係を述べているのである。皮毛は表に属し、太陽の気は表を運行しているが、これは少陰腎気によって気化され、肺の宣発作

太陽とは

「太陽の気」

「衛気」

肺が表を主る

太陽が表を主る

用によって皮毛に達したものであり、つまり肺気は表に行って太陽の気と合体し表を主るのである。

足太陽膀胱経は人体最長の経絡であり、督脈と並行して人体の背部を循行している。背は陽の府であり人体の陽気が最も集中する部位であるが、太陽膀胱経はここを通過するので、「陽経の長」と呼ばれている。太陽膀胱経は内臓では膀胱腑に属して腎臓に絡している。膀胱は津液を蔵することを主っているが、さらに腎気的作用によって津液を気化し昇降させている。以上紹介したのが太陽経の生理である。

太陽の気は表を運行しているので、外邪が人体を侵襲した時には、必然的に太陽の気が先ずその衝に当たるわけである。太陽が邪を受けて、太陽の気が外邪と体表で抗争する結果として現われる証候が、つまり太陽病である。太陽は表を主るので、太陽病はつまり表証である。太陽病の主要な脈証表現として、『傷寒論』では、「脈浮、頭項強痛して、悪寒す」〔1〕と概括しているが、これは太陽病を弁証するための重要な根拠である。

太陽病ではなぜ浮脈が現われるのであろうか？邪気が体表をおそい、太陽の気がこれに抵抗を開始すると、気血が抗邪のために体表に向うので、脈はこれに応じて浮脈となるのである。歌訣に「浮脈為陽表病居」とあるのは、浮脈が表証の重要な脈であって、およそ浮脈が見られたら、先ず病は表にあると考えなくてはならないといっているのである。

「頭項強痛」いわゆる「頭項強痛」とは、頭が痛み項が強ばることの形容で、首が左右に廻らず、前後に曲げられない状態をいう。『靈樞』本藏篇では、「経脈は、血気行きて陰陽を営むがゆえに、筋骨を濡して関節を利するなり」といっている。いま太陽に邪を受けると、経気の運行が妨げられるので、頭項強痛の証候が出現するのである。頭部はすべての陽経の集まるどころであり、足太陽膀胱経も目の内眥に起り額を上り、巔(頭頂)で交わり、脳に絡し、項を下る。それで太陽病では必ず頭項強痛が見られるのである。

太陽の気は体表を運行し、温煦と衛外の機能を行っている。太陽が邪を受けると、温煦衛外の機能が失調するので悪寒が現われる。悪寒は、色々の外感疾病の初期、つまり表証の時期に必ず現われる証候であり、悪寒の有無は、病邪が表にあるのか、それとも已に裏に入っているのかを知るために、重要な鑑別診断的意義がある。「一分の悪寒あれば、便ち一分の表あり」といわれているが、これは臨床経験の結晶であり、悪寒という一証候が、病邪が表にあることを判断するための重要な標識であることを物語っている。

太陽病では、衛陽の気が圧迫されると、正気は奮起して邪気と闘争を始めるので、当然発熱が見られるはずである。ところが太陽病提綱の中に発熱をあげていないのはなぜであろうか。これは外邪が人体に侵入すると、まず衛陽の機能が抑圧され、悪寒が常に発熱に先行して現われるからである。『傷寒論』の中で「太陽病、或いは已に発熱し、或いは未だ発熱せず、必ず悪寒し」〔3〕といっているのは、太陽病の発熱は遅い早い別はあるが、悪寒は必見の証候であることを指している。太陽病では邪は表にあって裏にまだ入っていないので、舌苔は大部分が薄白である。

以上の脈証は、太陽病脈証の中から抽出した共通的な証候であって、これはすべての表証の基本的な特徴を具え、広く重要な意義を持っている。それゆえこれを列挙して太陽病の弁証綱要としたのである。

第2節 太陽病の経証

太陽病は、その証候の特徴によって、経証と腑証に大別される。いわゆる太陽経証とは、病邪が太陽経の表を侵してはいるが、まだ太陽の腑に集結していない場合に見られる証候である。経と腑は表裏の別があるので、太陽経証はつまり太陽の表証であって、太陽腑証は太陽の裏証であると見なすことができる。前に述べた

悪寒

発熱

舌苔

太陽経証

太陽腑証

「脈浮、頭項強痛して、悪寒す」の太陽病は、主として太陽経病を指しているのである。

太陽病経証は、その脈証の差によって、習慣上から太陽中風と太陽傷寒の両種の証候に分けられている。

1. 太陽中風の証・治

太陽中風

太陽中風は、風邪が外襲し、太陽病「脈は浮、頭項強痛して、悪寒す」という基礎的な脈証の上に、さらに発熱、汗出、悪風、脈緩などの証候が加わった太陽表証の一種であって〔2〕、「脳血管異常」の中風とは別のものである。

太陽中風証と桂枝湯証

太陽中風は、桂枝湯を用いて治療するので、太陽中風証を「桂枝湯証」とも呼んでいる。太陽中風の弁証論治について、以下に桂枝湯主証を述べ、さらに桂枝湯加減証と桂枝湯禁忌証を加えて説明する

(1) 桂枝湯の主証

桂枝湯は太陽中風証を治療する主方である。桂枝湯証を理解するには、太陽中風証の特徴を理解しなくてはならないので、先ず風邪の性質とその発病の特徴から述べる。

風邪による発病の特徴

風は陽邪であり、これが表を襲うと、陽である衛気と陽である風邪が相い搏つので、発熱が見られるが、発熱は迅速で比較的是っきりと現われる。衛気が風邪に傷われると、肌表を護り汗腺の開閉を調節する機能が失調し、これに風邪の侵入も加わるので、営気は内を守ることができなくなり、汗がひとりでに出るのである。汗が多量に出れば出るほど、皮膚の腠理はゆるみ、衛気はますます風邪の侵襲に抵抗できなくなって、病人は非常に悪風を感じるのである。汗が出て皮膚のきめがゆるみ、営気が外に泄れるようになると、これは脈象にも反映し、緩慢でゆるんで虚弱感のある一種の緩脈を呈するようになる。

『傷寒論』の中では太陽中風の脈証と病機の変化に対して、とても具象的なうまい説明をしている。

脈「陽浮にして陰弱」とは、軽按すると余力があり、重按すると力がないような、浮で緩弱な脈象のことである。

「翁翁として発熱し」、「浙浙として悪風し」、「蓄蓄として悪寒し」とは、衣服を沢山着込んで発熱した状態と、冷水を身体に注ぎかけられてぞくぞくして寒がる状態と、激しい寒さのために身体を縮めて震えている状態とを、それぞれ形容したものである。同時に、風邪の外襲によって、肺気の宣発作用と胃気の下降作用が影響を受け、肺気の宣発不利から鼻鳴がおこり、胃気の上逆から乾嘔がおこる〔12〕。

太陽中風の病理を、『傷寒論』は「榮弱衛強」として概括している〔97〕。「榮弱」とは、営陰が衛陽の固摂作用の失調によって外に泄れることで、正気不足の一面を反映している。「衛強」とは、風邪が衛陽を犯していることを指し、邪気が盛んな一面を反映している。要するに、風邪の外襲によって営衛の調和が失われることが、太陽中風証の最も基本的な病変の特徴である。

〔訳者註：湖北中医学院主編『傷寒論』では次のように述べている。
——「衛強」は衛気と風寒の邪が表で抗争し、発熱悪寒、脈浮などの亢奮現象が現われることで、別に衛気が強盛になることではない。
「営弱」は、衛気が固まらないために営陰が内を守ることができなくて汗が出ることである。「衛強」に対して相対的に「営弱」といわれているが、別に営陰が虚弱なわけではない。〕

太陽中風証は、風邪が外襲して営衛不和となった状態であるから、治療法は肌表の邪を解除し、営衛を調和することであり、桂枝湯を用いるとよい。桂枝湯は、桂枝、芍薬、炙甘草、大枣、生姜から組成されている。方中の桂枝は衛陽を温通し、これに味辛の生姜を配して衛分の風邪を解く。芍薬は味酸で陰気を収斂し営気を和し、これに味甘の大棗を配して営陰の虚を滋養する。甘草は胃気を和し虚を扶ける作用がある。以上の諸薬の内には辛、酸、甘の三味を含んでいて、辛甘は陽に働いて衛気を助け、酸甘は陰

脈「陽浮而陰弱」

「翁翁発熱」
「浙浙悪風」
「蓄蓄悪寒」

太陽中風の病理
「榮弱」
「衛強」

桂枝湯の組成

に働いて營気を和する。ゆえに桂枝湯は營衛を調和する効用があるのである。

熱稀粥をすす
る

本方を服用する際には、服用後に熱い稀い粥をすすることが求められているが、その目的は体内に穀気を充たし、汗の源である津液を補い、營衛を強化して、外邪に対する抵抗力を助けることにある。

太陽中風以外
にも服用

太陽中風は桂枝湯を用いて治療しなくてはならないが、桂枝湯は太陽中風証にだけ用いるわけではない。例えば初めは太陽傷寒証であって、発汗や瀉下の治療を行った後でも表邪がなお去らない場合や〔45〕、あるいは発汗によって表邪は去ったが、再び風寒に襲われて表証が出現した場合などは、いずれも桂枝湯を再び投与して解表を行う適応である〔57〕。

どうしてこの場合に桂枝湯を用いるのであろうか？この場合には病原は傷寒に属してはいても、已に汗下の治療を行った後なので、表証がなお残っているにもかかわらず、再び激しい発汗法を行うのは不適当であり、緩和な桂枝湯を用いて解肌発表し、營衛を調和させるのである。そうすれば発汗によって表邪を去らせても正気を傷つける恐れがない。『傷寒論』にも「傷寒、発汗して解し、半日許りにして復た煩し、脈浮数なる者は、更に発汗す可し、桂枝湯に宜し」〔57〕とある。

營衛不和の証

ある場合には、病人の内臓には何も異常はないのに、時々汗が出て、時には発熱を伴うことがあるが、これはどのような原因によるものであろうか。これは「衛氣和せず」〔54〕、「衛氣榮氣と共に和諧せざるの故に爾り」〔53〕の状態である。つまり病人の營気は和していても、衛気が和していないで、營気と密接に協力することができないと、營衛がそれぞれ勝手に行動し、衛気は外を固めることができず、營気は内を守ることができなくなる。その結果として「常に自汗出ず」〔53〕、あるいは「時に発熱し、自汗出でて、愈えず」〔54〕の状態となる。このような太陽中風証ではない場合でも、また、「臓に他病なし」〔54〕の營衛不和の証で

あっても、桂枝湯を用いて、発病前に服用して汗を取れば營衛を調和して治すことができる。

治験例 李××、女、53歳。毎日二、三回も発熱し発汗する。発病以来すでに一年たっている。飲食、大小便、睡眠などはすべて良好。以前に陰虚として治療したことがあるが、服用した二十余剤はすべて無効であった。脈は緩軟、舌質は淡で舌苔は白、營衛不和の証と弁証し、桂枝湯原方を用いたところ、二剤で発熱は止み、発汗もしなくなった。

營衛不和の例

柯琴〔清初期〕は桂枝湯を評価して「本方は張仲景の群方の魁であり、滋陰和陽、調和營衛、解肌発汗の総方である。およそ頭痛発熱、悪風悪寒、脈は浮にして弱、汗自ら出ずる者は、何経に拘らず、中風、傷寒、雜病を論ぜず、すべて本方による発汗を用いることができる。もし妄りに発汗し、妄りに下して、而も表証の解しない者は、やはり本方を用いて解肌すべきである。もし、頭痛、発熱、悪寒、悪風、鼻鳴、乾嘔などのうち、ただ一証でも見られれば本方を用いてよい。必ずしもすべての証が具わらなくてもよい。ただ脈弱自汗が主要な証である。」と述べている。

柯琴の評価

柯氏は『傷寒論』の関係条文を総合し概括して、桂枝湯の応用範囲を示し、同時に拘泥しないで自由に活用せよと述べている。ただし自由に運用するとはいっても、客観的な脈証によって方薬を投与する弁証論治の原則は、しっかりと守らねばならない。症例を挙げてこの道理を説明しよう。

治験例 男性患者、60歳。蕁麻疹にかかり、かゆみが激しく、数ヵ月も治らない。脈は浮で弛緩し、汗が出て悪風があり、舌苔は薄白である。風邪が稽留した營衛不和の証と診断し、一味の増減もしないで桂枝湯原方を与え、熱い稀い粥をすすり、布団をかぶって汗を取るようすすめた。一剤で発疹は消え、か

難治の蕁麻疹